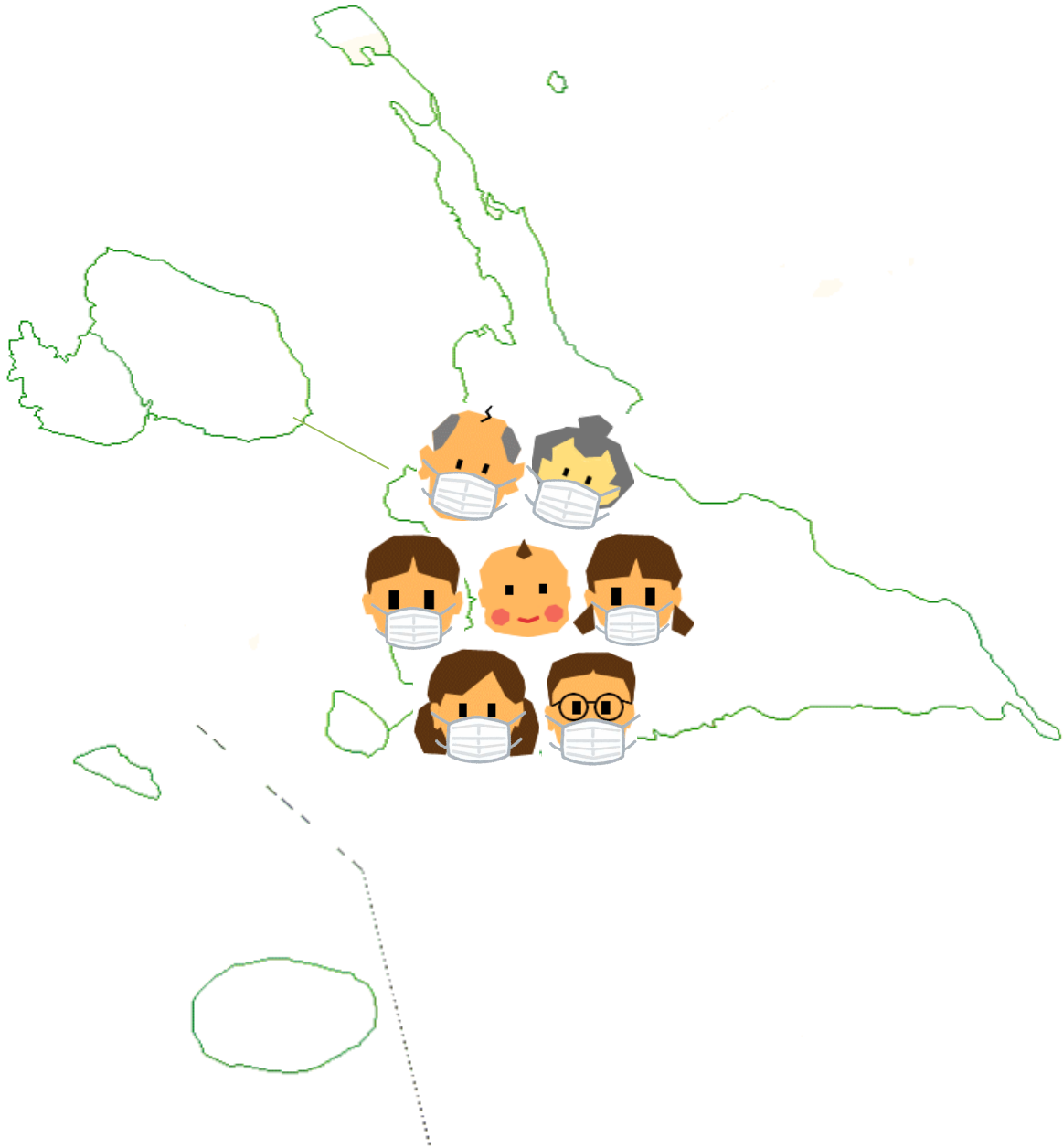


宮古保健所活動概況

令和2年度



沖縄県宮古保健所

はじめに

活動概況の発刊にあたり、令和2年度の宮古保健所の主な活動をご紹介します。

健康推進班では、新型コロナウイルス感染症の流行により医療機関や地区医師会等と連携し検査体制や医療体制の構築に努めてきました。1月には高齢者施設でクラスターが発生するなど対応に追われ、積極的疫学調査、患者移送や療養先の選定など、保健所の全所体制で対策にあたっております。健康づくりにおいては、平成30年7月に改正された健康増進法が本年度より全面施行され、受動喫煙対策が強化されました。

地域保健班では、小児慢性特定疾病及び難病患者支援事業については、当事者やご家族等が安心した在宅療養を送ることができるよう島外専門医による個別相談会や当事者向け勉強会を開催しています。また神経難病患者の在宅療養を充実させることや、難病患者の災害時支援体制整備を目的に保健所が主体となって会議(書面開催)を実施しました。

生活環境班では、令和2年6月の食品衛生法改正に伴い、全ての食品事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務化されたことから、HACCP導入に向けた指導助言の取り組みを行っています。狂犬病予防及び動物愛護管理については、動物の適正飼養にかかる指導啓発や、収容犬猫の譲渡促進に取り組んでいます。廃棄物対策については、不法投棄防止パトロールや事業者に対する立入調査等、不法投棄防止対策に取り組んでいます。

総務企画班では、新型コロナウイルス感染症対策業務として「沖縄県新型コロナウイルス感染症対策宮古地方本部会議」の運営、軽症患者等を対象とした宿泊療養施設の選定・運営、対策に係る調整・人材確保等対応しました。

冒頭で触れた新型コロナウイルス感染症は、その後の感染拡大を受け、保健所も全所体制で取り組んでいます。保健所は、公衆衛生の立場から、新型コロナウイルス感染症対策の一端を担っています。「公衆衛生」とは、聞き慣れないかもしれませんが、人間の健康に関する諸問題に集団的に対応することです。この公衆衛生的対応には、個人レベル(検査、隔離、追跡)と社会レベル(「病原体(ウイルス)」=「人」の動きを止める)の2つがあり、個人レベルの対応を中心に、時には社会レベルの対応も併用していく必要があります。

関係各位の皆様には、引き続きご理解・ご支援の程、よろしくお願いいたします。

令和3年12月
沖縄県宮古保健所
所長 木村 太一

目 次

はじめに

>>本編<<

I 総説	
1 管内図	1
2 沿革	2
3 組織図及び業務内容	5
4 庁舎案内図	8
5 令和2年度歳入・歳出状況	9
6 所内業務案内	11
7 協議会	12
II 総務企画班	
総務企画班概要	14
1 災害対策	14
2 健康危機管理対策	16
3 職員勉強会	16
III 地域保健班	
地域保健班概要	17
1 精神保健福祉	18
2 母子保健	25
3 難病対策	30
4 原爆被爆者対策事業	35
IV 健康推進班	
健康推進班概要	36
1 健康づくり事業	39
2 栄養関係事業	42
3 歯科保健	45
4 石綿健康被害対策	47
5 熱中症予防対策	47
6 結核対策	48
7 感染症対策	56
V 生活環境班	
生活環境班概要	62
1 食品衛生	64
2 乳肉衛生	68
3 狂犬病予防及び動物愛護管理	71
4 生活衛生	74
5 医事・薬事	77
6 環境整備	80
7 環境保全	84
VI 新型コロナウイルス感染症対応	
新型コロナウイルス感染症対策	89

>>資料編<<

I 総務企画班業務	
1 管内人口の状況	92
2 管内人口動態	93
II 地域保健班業務	
1 母子保健	102
2 難病対策	103
III 健康推進班業務	
1 結核対策	104
2 感染症対策	106
3 多目的コホート研究	109
IV 生活環境班業務	
1 血液関係	110
V 研修・講習	111
VI 研究実績	111